

第1号、第2号、第7号、第8号 議案に反対**日弁連自治を守ろう
刑事弁護の破壊を許さない****憲法と人権の日弁連をめざす会（代表 高山俊吉）**

（連絡先）〒107-0062 東京都港区南青山 5-4-6 パレロワイヤル南青山 503 表参道共同法律事務所

**見舞金制度、預り金口座届出
義務化に反対する（第1、2号）**

依頼者の預り金を弁護士が横領する……。あってはならない事態だ。弁護士のあり方が根本から崩れようとしている。

弁護士という職業の使命は権力・金力に対抗して人権を擁護することであり、自治はその活動の基盤として勝ち取った盾だ。新自由主義は、他人を蹴落とす経済競争を強要し、団結を破壊し、国家以外のあらゆる団体の解体をもくろむ。

「司法改革」とりわけ激増政策は、弁護士の依って立つ基盤を破壊し、生活と誇りを奪ってきた。

日弁連の弱体化をねらった権力やマスコミの「不祥事」キャンペーン。「市民に寄り添う姿勢を示しつつ」（日弁連ニュース2／9号）などというポーズで攻撃を避けようとしても、戦前のような国家による直接の管理監督に道をひらくだけだ。今こそ、弁護士の本来のあり方をとり戻し自治と生活を守ろう。

**「処置請求」の拡大を許すな
（第7号）**

2016年6月の刑訴法改悪で、証人の開示に際し、氏名等を被告人に知らせないという条件を付し、弁護士がこの条件に違反した場合、裁判所と検察官は所属弁護士会または日弁連に、懲戒などの「処置」を請求できることになった。

しかし、証人の氏名等を被告人に知らせることを

禁止されたら、証言の信ぴょう性を争うことも困難になる。そもそも、処置請求なるものは裁判所が刑事裁判を強権的に遂行するために設けられたもの。それ自体認めがたいうえに、対立当事者である検察官にまで請求を認めることは、弁護人と被告人の防御権を破壊する。

日弁連は、「取調の一部可視化」と抱き合わせでこの刑事司法改悪を受け入れた。会内規程を整備すれば、裁判所・検察官は「処置請求」を利用して弁護人を攻撃し、弁護士会はそれに率先して協力することになる。刑事弁護の生命線に対する権力の介入は到底認められない。

**会員の総会請求を封じる
定足数新設（第8号）**

総会の定足数を、委任状出席を含み5000人とする会則の新設が提案されている。

日弁連の総会は、会内民主主義を徹底的に保障するため、執行部の招集によるだけでなく、300人の会員による臨時総会の招集が定められている。

定足数5000の導入で、一般会員から総会招集請求がなされても、総会そのものが成立せず、討議さえ行われないという事態になりかねない。

大規模会の大派閥は、大量の委任状により総会の成立・不成立をも左右することができるようになる。自治の基礎である会内民主主義を壊す改悪であり、反対する。